

鳥取市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 鳥取市における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な設置、運営を図るため、鳥取市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項のとおりとする。

(1) センターの設置などに関する次に掲げる事項の承認に関すること

- ア センターの担当する圏域の設定
- イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンター業務の委託先法人の選定及び変更
- ウ センター業務の委託先法人が実施する総合事業及び予防給付に係る事業
- エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業所の選定
- オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から承認が必要であると判断した事項

(2) センターの運営等に関すること

毎年、センターから次に掲げる書類の報告を受け、定期的に又は必要に応じて評価するものとする。

- (ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (ウ) その他運営協議会が必要と認める書類
- (エ) センターの職員の確保に関すること
- (オ) その他の地域包括ケアに関すること

(組織)

第3条 運営協議会は、鳥取市介護保険等推進委員会の委員から選任する。

2 委員は、センターの適切な運営体制を確保する観点から、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体が推薦する者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（1号及び2号）
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 地域包括ケアに関する学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、鳥取市介護保険等推進委員会の任期を適用する。

2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は運営協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 運営協議会の会議は、委員長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 運営協議会は、必要があるときは、委員以外の者を委員長が指名し、会議に出席させて意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第8条 運営協議会の事務を処理するため、事務局を福祉部長寿社会課（鳥取市中央包括支援センター）内に置く。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。